

令和4年第4回

普代村議会臨時会議録

普代村議会

令和4年第4回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和4年5月20日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和4年5月25日 15時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和4年5月25日 17時31分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	松 葉 明 人	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	齊 藤 正 明	○
	9	正 路 正 敏	○
	10	中 村 裕	○
会議録署名議員	8	齊 藤 正 明	
	9	正 路 正 敏	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	中 村 翔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 高 井 俊 一 道 下 勝 弘 大 村 修 山 崎 長 蔵 森 田 安 彦 山 田 晃 人 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

開 会 (15:00)	議 長	<p>令和4年5月25日(水)第4回普代村議会臨時会 ただ今から令和4年第4回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただ今の出席議員は10人であり、定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程(第1号)によっ て進めてまいります。 日程第1「議席の指定」を行います。 議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が定めること になっております。 お諮りいたします。 ただいま着席しておりますとおり、6番議席に松葉明人議員、8番議 席に齊藤正明議員と定めたいと思っておりますが、これにご異議ございませ んか。 (異議なし)</p>
議席の指定	議 長	<p>ご異議なしと認めます。 それでは、6番に松葉明人議員、8番に齊藤正明議員として、議席を 指定いたします。 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。 8番齊藤正明議員、9番正路正敏議員の両議員を会議規則第120条の 規定により指名いたします。</p>
会議録署名議 員の指名	議 長	<p>日程第3「会期の決定の件」を議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日でご ざいりましたが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日1日と決 することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
会期の決定	議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第4「諸報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。 ご説明させていただきます。 (以下、事務局長報告、記載省略)</p>
諸報告	松葉事務局 長 議 長	<p>広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。 (なし)</p>
常任委員会委 員の辞任	議 長	<p>以上で「諸報告」を終わります。 日程第5「正路正敏君の議会広報常任委員会委員の辞任」を議題とい たします。 地方自治法第117条の規定によって、正路正敏君の退場を求めます。</p>

常任委員会委員の選任	議長	<p>(正路議員退場)</p> <p>5月20日、正路正敏君から一身上の都合により議会広報常任委員会委員を辞任したいとの申出があります。</p> <p>お諮りいたします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>正路正敏君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。</p> <p>正路正敏君の入場を許可します。</p> <p>(正路議員入場)</p>
	議長	<p>日程第6「常任委員会委員の選任」を行います。</p> <p>常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。</p> <p>産業経済常任委員会委員に松葉明人議員、齊藤正明議員のご両名を指名したいと思います。</p> <p>お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
常任委員会副委員長の選任報告	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、正路正敏議員の議会広報常任委員会委員の辞任に伴う補充として、新たに松葉明人議員を指名したいと思います。</p> <p>お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、常任委員会委員の選任は、産業経済常任委員会委員に松葉明人議員、齊藤正明議員を指名し、議会広報常任委員会委員に松葉明人議員を指名いたします。</p> <p>日程第7「議会広報常任委員会副委員長選任報告」を行います。</p> <p>議会広報常任委員会副委員長の委員会の互選の結果を報告いたします。</p> <p>議会広報常任委員会副委員長に松葉明人委員が選任されましたので、報告いたします。</p>
議会運営委員会委員の選任	議長	<p>日程第8「議会運営委員会委員の選任」を行います。</p> <p>議会運営委員会委員の選任については、常任委員会と同様に、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。</p> <p>議会運営委員会委員の選任について、松葉明人議員、齊藤正明議員を議会運営委員会委員に指名したいと思います。</p> <p>お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議会運営委員会副委員長の選任報告</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議会運営委員会委員の選任は、ただ今指名いたしました松葉議員と齊藤議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。</p> <p>日程第9「議会運営委員会副委員長の選任報告」を行います。</p> <p>議会運営委員会副委員長の委員会の互選の結果を報告いたします。</p> <p>議会運営委員会副委員長に森田幸一委員が選任されましたので、報告いたします。</p>
<p>岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙</p>	<p>議長</p>	<p>次に、日程第10「岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。</p> <p>お諮りいたします。岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。</p> <p>お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員は、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>議長は、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に6番松葉明人議員を指名いたします。</p> <p>お諮りいたします。ただ今議長が指名いたしました、松葉明人議員を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、ただ今指名いたしました松葉明人議員が岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。</p> <p>ただ今岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された松葉明人議員が議場におられます。</p> <p>会議規則第33条第2項の規定によって、あなたが岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された旨告知いたします。</p> <p>一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>6番松葉議員。</p>
	<p>松葉議員</p>	<p>この度議員に推挙されました松葉でございます。前任者の残任期間の1年間という短い期間ではございますが、精いっぱい頑張らせてい</p>

<p>普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めらるることについて</p>	<p>議長</p> <p>高井税務出納課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ただきますので、皆様、ご指導のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>日程第 11 議案第 3 号「普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めらるることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>高井税務出納課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第 3 号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、税務出納課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号「普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めらるることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認されました。</p>
<p>令和 3 年度普代村一般会計補正予算(第 12 号)の専決処分に関し承認を求めらるることについて</p>	<p>川向総務課長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p> <p>議長</p> <p>川向総務課長</p>	<p>日程第 12 議案第 1 号「令和 3 年度普代村一般会計補正予算(第 12 号)の専決処分に関し承認を求めらるることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第 1 号、専決第 3 号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>4 番大上智議員。</p> <p>4 番大上です。今説明があつたと思うんですけども、8 ページの歳入のところの 17 款 1 項 1 目 1 節の一般寄付金の合計額が 3 億 1,986 万 7,000 円とありまして、あとこれに対する概要説明書の方の実績額という金額が 3 億 1,866 万 7 千円、この差額の 120 万円、今確か説明があつたような気がしたんですけども、ちょっと聞き漏らしたので、もう一度説明をお願いいたします。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>ここの計の部分の差ということですね。これは、別な一般寄付で入っている分がありますので、この分はその合計分が入っているので、ふる</p>

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 佐々木政策推進室長</p>	<p>さと応援寄付金の金額とはイコールになるものではございません。一般寄付金分が 120 万円あるということです。</p> <p>4 番大上議員。 あくまで 3 億 1,866 万 7 千円というのは、ふるさと納税の方の金額ということで理解していい訳ですね。分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに、ございませんか。 3 番大上浩史議員。 3 番大上です。9 ページの久慈広域道の駅の 70 万円の関連でお伺いしますが、この問題は前にも当局から説明があった訳ですが、どうも頭が悪いために前の説明を忘れたんですが、もう一度お伺いしたいんですが、これの建設費用の普代分がいくらだったのかなということと、それから年間運営費がかかる訳ですが、その運営費の負担分があるのかどうか。その負担分がもしその運営費の年間運営の関係で、赤字にもし万が一なった場合は、どういうふうな負担割合になるのかなという問題と。それからおら方の分が 3 坪だか 4 坪の割当てがあったやに思う訳ですが、その場合、どういう商工会関係の推薦だと思っんですが、どういう状況で、どのように選別して、どういうのが入るのかどうか。あるいは、それによって儲けがもし万が一ない場合にはどういうふうに退去できるのか、そういった道の駅の問題についての内容についての説明をお願いしたいと思います。</p> <p>佐々木政策推進室長。 久慈広域道の駅整備負担金のまず考え方についてでございますけれども、こちらの方は令和 3 年度の実績額確定となって算定、70 万円くらいの減ということでございますが、全体額の 8 割を久慈市が負担、残りの 2 割を久慈市、洋野町、野田村、普代村が人口割等を勘案した算出に基づきまして負担しているものということでございます。普代村の負担額の令和 3 年度実績額につきましては、120 万 8,000 円ということになってございます。</p> <p>(「いや、総額をまず教えてください」と大上浩史議員) 総額が 1 億 3,337 万 5,000 円でございます。</p> <p>(「普代分が」と大上浩史議員) 今のが全体分です、普代分が 120 万 8,000 円ということになります。</p> <p>(「それだけですか、120 万円だけではないでしょ。いや令和 3 年分でなく総額が何ぼうだか」と大上浩史議員) 令和 3 年度分につきましては、設計分ということですので、こちらは工事費は入っていないものでございます。</p> <p>申し訳ありません。ちょっと今数字が手元にございませんで、後ほどお知らせしたいと思います。</p>
--	--	---

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>(「あと2つ3つ」と大上浩史議員)</p> <p>榎屋村長。 運営費の部分については一切出さないことになっているものでございます。久慈市を含めた特定目的会社というのか、何かそこでやることになっていまして、一切私の方も、それから野田も洋野も負担なしということです。</p> <p>それから、市町村に割当てのブース、ブースというかあれですけども、ポスターを貼ったりといったような部分が各市町村に割り当てになるというふうなことで、特にお金がかかる、そこで物を売るとかといったような部分ではないところでございます。あとそのほかに広域全体で使えるブースがありまして、そこは村でも何かPRするときには行ってお願いをして、予約をしてやることになりまして、あと業者等も村と相談をした中で、行ってPR販売等をするといったようなことで、特にそこで儲けとか、そういったものの部分はそれぞれが、費用は市町村が負担して、そして業者が負担してというふうなかたちになっていくというふうなことで理解をしておりました。</p>
	<p>議 長 大上浩史議員</p>	<p>3番大上議員。 おおかた分かりました。だがしかしですね、前説明を受けたときには、何坪だか普代分の領分が坪数があるよと。そこは使わせてもらうよというような説明があった訳ですが、今の説明は全然そういう、野田であろうが普代であろうがそういった商品の、それこそ販売ですか、そういうのではないかと。私は、やっぱり道の駅だから地元の、普代なら普代のジャガイモをそこのブースで売るとか、久慈は久慈の分だという、8割は久慈の分だとは思いますが、そういった地元の商品を守るブースはもうないかと。あくまでも、ただこの道の駅が存在して、権利金というか、そういう内容のものであって、あとは全然市町村は、要するに今村長の言うようにパンフレットを、普代の黒埼灯台だとか、そういったのだと思うんですが、そういった分だけで、物品の販売は普代村として、村として、そういう関係の市町村の売買の分のあれは全然関係ない。あくまでも久慈が全部全てそれこそやるんだというふうな理解でいい訳ですか。そんなんじゃ全然参加する意味がないような感じがするんです。</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 さっきお話ししたPR分、市町村のPR部分は、ポスターを貼ったり、いろんな村の特産品を飾っておけるか程度のものというふうに理解しております。そのほかに、広域の全体の市町村がPR販売をする部分というのは、それぞれ申し込みによって使っていけるブースが出るというふうなことでおりましたので。普代が使いたい場合は、例えば農林商工課で使いたい場合は申し込んでいって、そしてそこで空いている期日を見つけてPRしながら、観光客等に、普代にはこういった施設</p>

	<p>議 長 大上浩史議員</p>	<p>がありますので、普代にも行ってくださいといったようなことをPR販売していくと、商品も特産品を販売していくというふうなことでございます。</p> <p>常設の販売は、それこそそこに入居する業者が申し込んで、すでに審査等が始まっているのかな。そういったテナントがいわゆるやっていくというふうで、その中に普代の業者が入っているかどうかについては、まだ私のところでは把握していないし、全体的にはまだ決まっていないのかな。業者がどこどこに入るかというのはまだ決まっていない、今後というふうなかたちになるものというふうに思っていました。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>3回目ですか、2回目ですか。そうすれば、われわれの感覚から言わせれば、道の駅という前提に立つならば、それこそイモだろうがカボチャだろうが、普代の特産品を常時普代村のA商店がそのブースに持って行って、そこで商いをすると、商売をするという前提で考えていた訳ですが、そうではなく、あくまでも久慈広域の全体の構図の中にそういう参加をしたいやつは、普代が10人行こうが久慈に3人行こうが、総体でもってそういった物品置場というか、物品販売というか、それは総体でやりますよという中に普代も種市の中の総体で決めるんだということになる訳ですよ。</p> <p>そうすれば、普代そのものとしては、全然そういうブースとか、何かの分はないということになる訳ですね。そうすると、何か若干ここに、総額が何億円だか分かんないけども、それに対する何%だか分かんないけども、何千万円の金額になるか分かんないけども、やはりそういった、ただ広告宣伝というか、そういった分だけでの使用価値ということになるという、それこそわれわれが負担する金額がいくらになるか分かりませんが、100万円か100万円単位で、200万円～300万円であればいいとは思いますが、それがもし万が一1,000万円単位で負担するということになればですね、やはり何かのメリットがなければならぬ。そうは言いつつも、地元、地元、道の駅があって、地元、地元でハウレンソウを売ろうがイモを売ろうがやっている訳ですが、そういう意味では大した個人的には私意味がないんじゃないかなという思いもある訳ですけども、ただ負担金が1,000万円単位ということになれば、やはりそれなりの見返りというか、費用対効果の効果がなければここに参加する意味がないような気がするんですが、そういう意味では負担割合が少ないからお付き合いでやるんだというふうな観点なのか、そこら辺はどういうことなんでしょうか。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>いずれ、われわれが負担する部分、お話しのように、久慈広域全体としての取り組みなので、表現はあれだけども、お付き合いの部分もありますけども、いずれできるだけそこでできた部分を何がしかの負担</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	

		<p>の中で負担をしていく中で、ぜひ村のPRをして、あるいは村に、そこで普代の道の駅にも行ってください、それから普代の観光にも行ってくださいということで、PRをすることによっての効果というふうなことを狙っております。</p> <p>あと全体的なブースでは、別に業者等がやりたくても、また村がそれをやりたくても、何回でも空いていればできますので、活用すればするほど会場を使う部分のメリットというのは出てくるというふうなことでございます。何回で駄目とか、ほかが一回も使わないのを私の方ばかりで使うという訳にはいかない訳ですけど、ある程度、4市町村なので、ひと月のうち何回とか、そういったような申し込めば、そういった割り当てで使わせていただけるというふうなことでもなる訳ですので、そういった際を利用して、とにかく使って、PRをしていくと。できるだけ多くのものを、普代とか、あるいは村の観光地に、普代のものとか、村の観光地に呼び寄せるというふうなことで効果を上げていくと。負担分を取り返していくというふうなことに努めなければならないというふうに思っていました。</p> <p>ほかに。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>全体の金額でございますけれども、令和2年度から令和4年度までの事業費の総合計が11億6,330万円となっております。そのうち普代村の令和2年度から令和4年度、先ほど令和3年度128万円と申し上げましたけれども、3年間の合計が、こちら令和4年度はまだ未確定な訳ですけども、3年間で972万3千円の見込みと、こちらはなっております。</p> <p>それから、運営費、令和5年春完成後の運営費に負担分はあるかということでございましたが、こちらの方は市町村で、運営については、負担についてはないものと承知しておりますし、赤字等というお話しございましたけれども、その運営については、所在市町村の方で負担していくものではないというものでございます。</p> <p>3番議員さん。</p> <p>じゃあ、あと1回ちょこっとお願いします。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>分かりました。分かりましたが、今聞くというと、大ざっぱに言って1,000万円負担金をするんだということになれば、私はこの1,000万円代の見返りがありますかということになればですね、もう決めたことだから、村長が決めたことだから、抜けましたと言う訳にはいかないけれども、1,000万円の効果というのがあまりにも、それこそ大きい、普代村にとってはですね。久慈にとっては、80%のそのあれで何億円だか分からないけれども、そんなに効果が見込まれない状況の中において負担</p>
	<p>議長</p> <p>佐々木政策推進室長</p> <p>議長</p> <p>大上浩史議員</p> <p>議長</p> <p>大上浩史議員</p>	

	<p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 大上智議員</p>	<p>金が1,000万円。これは2,000万円になって、儲かって、分配金等入ってくるという見込みがあればもちろん欲だけれどもあれだけでも、恐らくこれはなげるといふか。結局10年、5年にはもうこの1,000万円がなくなるというような可能性の方が大きい訳なので、私はこの数字の1,000万円というのはあまりにも大きいんじゃないのかなという思いがある訳ですが、これについて村長はどういうふうに考えるのか。これで質問は終わる訳ですが、どういうことなんでしょうか。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>議員さんもお話しのとおり、すでにその事業が進んで、負担のことも決定をして進んできている訳でございます。そういった中で、先ほどお話ししたように少なくない額というのも理解をしていますということ。したがって、それをできるだけ負担に見合うような効果を出さなければならないということも承知をさせて取り組んでいきたいというふうに思っております。</p> <p>なお、この負担を決める際の市町村の意向でございますが、久慈市が同村・各市町村に割合を出す際の、先ほどお話しがあった久慈市の8割は、各市町村が久慈市を含めて、4市町村で、人口割で2割を出す訳ですけども、その際の各市町村の意向は、普代村は1割にしてくれと。1割と。久慈市の方で9割、あとは4市町村の部分は1割と。それから、洋野さんが3割、野田さんが中間で2割ということで、いろんな計算をした中で、2割くらいで適切だろうといったようなことで、そのように決まった経緯はありますけれども、最終的には私も賛同せざるを得ないですし、広域としての取り組みの中で、できるだけ先ほど言ったように効果を出していくというつもりで了承をして、議会さん等もお話しをして、進めてきた経緯になっているところでございますので、いずれその効果を出すために頑張らせていただくというふうなことで、ご理解をお願いしたいと思っております。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>4番大上です。私は、久慈広域の議員であるので、こんな質問もちょっと違うかもしれませんが、やっぱり先ほど同僚議員がしゃべったメリットという点で、例えば全体的なスペースがあるって今村長さんから説明を受けた訳ですけども、そのスペースに申し込むのが、やっぱり広域が、割り当ての広域の業者がいっぱい申し込みがあったとして、ある程度広域の業者が優先というか、そういうメリットがあつて、そうすればそこに定期的というか、常時かもしれませんけど、そういうブースを設定できれば、それはそれなりで、村で出資というか、出したあれの意味も出てくると思うんですけども、その辺まではもう決まっている訳ですか、容量というか、使い方というか。そういう面で、久慈広域の市町村の業者さんの申し込みを優先的に割り当てするんだというようなあれになってくれば、なかなか人も集まる場所だと思う</p>
--	--	--

	<p>議長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>ので、それだけのメリットが出てくると思うんですけども、その辺どう なんですか。説明をお願いします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>市町村ブースはあるということでございます。ただ、具体的にその中 身を何にするのかというのはまだこれから検討ということで、来春完 成の見込みですので、今年度これからいろいろ集まりを持って検討し て、まだ何をやるかについては、全体も含めて見てということになって おります。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>最後、4番大上議員。</p> <p>ポスターを貼ったとか何とかというブースの話しじゃなくて、結局 個々の業者さんが商売するスペースがあるというように聞こえたんで すけども、個々の業者さんが商売するあれを、スペースの申し込みが今 から出てくると思うんですけど、大上商店とか、あとは川向商店とかと いうのは、普代から何業者かのあれが今から募集すると思うんですけ どもね、そういうあれを広域の業者さんを優先的に、その場所で商売で できるというようなメリットとかがあるものなんですかというような、 その辺の今の質問だったんですけども、そうすればうちである程度 1,000万円なり何なり出したというあれもある程度反映できてくるん でないかなという意味で質問したんですけども、その辺はどうなんで すか。</p>
	<p>議長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>佐々木政策推進室長。</p> <p>先ほど市町村ブースの中身を見てというお話だったんですけども、 実際例えば物販をやるのか、パンフレットを置くのかといったあたり の詳細についてもまだ未定というところもございますので、例えば 普代の業者さんが行って、そこのいわゆる市町村ブースの中で物販を するというような取り組みというのは可能かと思っておりますので、それは 今後の全体の、どのようなブースを市町村ブースの中でできるのかと いうのは、集まりの中で意見を述べながら、いい方向で考えていくもの だと思っております。</p> <p>(「議長、最後お願いします」と大上智議員)</p>
	<p>議長</p>	<p>いや、最初寄付金を聞いているために。最初に寄付金を聞いたため に、3回はやっている。</p> <p>(「すみません、誤解しました」と大上智議員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>5番古沼和也議員。</p>
	<p>古沼議員</p>	<p>5番古沼です。9ページのですね、20款5項3目の横浜ブルーカーボ ンクレジット販売収入皆増とありますが、販売額の増による増、4万 6,000円ってあるんですけど、何を販売して4万6千円になったのか、 ご説明をお願いいたします。</p> <p>議長 佐々木政策推進室長。</p>

	佐々木政策 推進室長	<p>ブルーカーボンについてですけれども、そもそもブルーカーボンは何なのかということなんです、森が二酸化炭素を吸収するのと同様にですね、普代で養殖しているコンブやワカメも、その生長過程で二酸化炭素を吸収するという効果があるんだそうでございます。村と再エネの活用に関する連携協定を横浜市さんと締結しているんですけれども、その取り組みの中で、要は村で養殖しているコンブであったりワカメがCO₂を吸収するという取り組みを、ここにあるクレジットという形で数値化している訳ですね。数値化して、例えば企業さんは、要はCO₂の削減に対する取り組みを、都会の企業さんはそれを購入して、それは企業のイメージアップを図るというような中身で、それに対して、それを販売している村の方は資金的な支援を受けるというような中身になっております。</p>
	議 長 古沼議員	<p>5 番古沼議員。 ということは、採ったコンブとかワカメに対してじゃなくて、自生しているというか、あるものに対して、面積に対して、どれぐらいでどうやって測っているのか分かんないんですけど、それが今後とも、例えば今回4万6千円なんですけど、10万円になるとか、20万円になるとかというようなことはあるんですか。</p>
	議 長 佐々木政策 推進室長	<p>佐々木政策推進室長。 今回の4万6千円ということなんですけれども、2事業者からの購入があったところでございます。こちらの方が、先ほどのどれぐらいの単価ということなのかと思うんですが、0.1トンCO₂当たり880円で、その数量を、例えば1業者さんですと2.9トンという、2万5,520円で購入したという。だから、始めに要はCO₂削減の効果を始めに単価で設定していて、それを業者さんがご自分たちのCO₂削減のような取り組みに資するものとPRするためにいくら買ったかということですので、例えば養殖が増えたから販売量が増えるとかということではなくて、企業さんがあくまでご自身たちの企業さんのイメージアップのようなもののために、数値化、基準化されているものを購入して、私たちはこういう取り組みをしていますというPRをしているというような中身でございます。</p>
	議 長 古沼議員	<p>5 番古沼議員。 そうすればこれは、ほかにもブルーカーボンとかグリーンカーボンとかあるんだけど、今後もそれを進めていく、買ってもらうように進めていく気があるのかどうか。</p>
	議 長 佐々木政策 推進室長	<p>佐々木政策推進室長。 今後ということなんですけれども、こちら横浜市さんとの連携協定の中での制度ということにまずなっております。ただ、横浜市さんの方での取り組みとしましては、令和4年の今年の年末をもって、その制度自体は一旦終了してしまうというお話しで聞いております。ですので、今</p>

		<p>年度途中で、こちらのブルーカーボンの販売については制度としては終了はしてしまうんですけども、先ほどの連携協定を締結しているのは横浜市と北東北の13市町村ございますが、この中で再エネの連携勉強会ですね、そういった格好でいろいろ検討を継続しておりますので、その中でこういった内容でこういった再エネの取り組みができるかというのは会の方で情報共有もしながら、今後の取り組みについては検討しなければいけないかというふうに考えております。</p> <p>議長 ほかにごございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>議長 なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認されました。</p>
<p>令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて</p>	<p>川向総務課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第13議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>続きまして、議案第2号、専決第4号でございます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認されました。</p>
<p>令和4年度普代村一般会計補正予算(第2号)</p>	<p>川向総務課</p>	<p>次に、日程第14議案第4号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第4号についてご説明いたします。</p>

	<p>議長</p> <p>嵯峨議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 嵯峨議員</p> <p>議長</p>	<p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>暫時休憩いたします。午後4時40分まで休憩いたします。(16:28)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:40)</p> <p>提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。</p> <p>1番嵯峨典行議員。</p> <p>1番嵯峨です。9ページ、8款の土木費の住宅の関係なんですけれども、あの住宅を買ってここに住む人は村民なのか、それとも移住者に向けているのか、ちょっとそこら辺が分かったら教えてください。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>駅前入口の住宅購入の場所でございますが、基本としては住宅購入と同じことを当然これから出ますけれども、した後にその他住宅として管理していくこととなります。ただ、今現在和村邸を拠点とした活動を検討している方がございます。この方が地域おこし協力隊として、これから応募される以降もあるというお話もございまして、その方が今度子供さんが学校に入学するタイミングで移住をしてくきたいと。5人のご家族のようでございます。子供3人という。その方が移住を希望しているようでございますけれども、なにぶん和村邸の改修等々、まだちょっと時間を要するというのもございまして、この方について、今すぐ移住しても住むところがないということもございまして、当面この方も、移住することが決まりましたら入居の方も検討していきたいと思っております、この方がこちらに入居している間に、和村邸の方向性とか、そういったものを検討していただいて、その方が退去した後は、また村内向けに一般募集をかけるという予定にしておりました。</p> <p>1番嵯峨議員。</p> <p>私がこの話したのは理由がありまして、くろさき荘に行くと、いつもアースカラーの高浜さんとしょっちゅう話するんですが、今も現在1人、多分くろさき荘に泊まっているのかな、住むところなくて。すごく住宅がなくて困っているという話を聞いて、私も気にかけて、そっちこっち当たっているんですが、なかなか空き家も見つけれないような状態ですので、できればこういったところを、役場の方では、こういったところであれば、新しく建てるより予算がかなり安く、何千万円ってかからないで済むと思いますので、できれば移住者の方の、来ても住むところがないということでは、来たくても来られないということになれば、普代村の人口減少、移住者でカバーしている面も若干はあると思いますので、そこら辺強力に進めてもらいたいと思います。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>9番正路正敏議員。</p>
--	---	---

	<p>正路議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>9番正路です。7ページから8ページのコロナの4回目の接種についてちょっとお伺いいたします。今度、高齢者は4回目の接種をやるうというようなことになるかと思いますが、今うねとり荘ですね、ホームページで公開していますので言ってもいいんだらうと思いますが、非常に人数的に大きな人数が感染をしている。あそこも多分3回はやっておりますけれども、その中で、現状3回やって、どのぐらいの効果があるのか、やんなくても効果があるのか、そこら辺の担当課としての取り方ですね、そこら辺はどのようにしているのかというようなことをちょっとお伺いしたいと思いますし。それと、学校関係、子ども園というようなところでも広がりを見せつつあるというようなことで、前回質問したときは、把握するべきじゃないかなというふうなことも申しましたけども、できないというようなことでしたが、ただここまで、人数的には全体でどのぐらい出ているか分かりませんが、そういったのもやっぱりこうなってくるとある程度把握していかなきゃだめじゃないのかなというふうに思っております。全体じゃなくても、ある程度担当課として、公表はしないまでも、そういったことも必要じゃないかなというふうに思っておりますが、そこら辺のことをお伺いいたします。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。現在3回目の接種を進めておりまして、4回目の接種につきましては、3回目接種後5カ月を経過してからということ、今7月上旬をですね、目途として始める予定とはしてございました。その中で、3回目、4回目、その効果は、担当課でどのように考えているかということですが、3回目の接種につきましては、さまざま新聞であったり、テレビ等でも、開発されたワクチンですか、それと変異株の種類によって、その効果が少し下がるんじゃないかというような話もあります。まず接種していただくことによってですね、重症化、重篤化を抑えるという効果はあるものというふうに思っております。特に本村、高齢者施設でのクラスターが発生しております。その数字につきましても、法人様の方ではホームページで公表しております。70名を超えています。その中では、利用者で無症状という方もございます。重症化をしていない、数名ですね緊急搬送で入院された方も何名かいらっしゃいますが、改善している様子ということで伺っております。効果につきましては、そのように捉えてございます。</p> <p>あと学校、子ども園でも広がっている、この状況をどのように把握するか、しなければならぬかというご質問だと思います。担当課といたしましても、高齢者施設のクラスターの規模等もですね、施設、法人様と連携をしながら、その拡大の状況とかですね、村としてどのように支援をしていくか。物資等での支援もこれまで行ってまいりました。学校、子ども園等の感染につきましても、できるだけですね学校現場、そ</p>
--	------------------------------------	--

	<p>議長 正路議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>して教育委員会と連携をして、そういった感染状況あるいは濃厚接触者の状況等をですね、把握するように努めているところでございます。高齢者施設のクラスターの規模が70を超えております。一般の方の感染の状況も、最近新聞等で、本日の日報では7名というような数字だったかと思いますが、その数字も上回っているのも確かでございます。全体で約100名、100名をちょっと下回っている状況というふうに捉えております。以上です。</p> <p>9番正路議員。</p> <p>そのようにぜひやっていただきたいとは思いますが、実は田野畑村の、隣の特養の老人ホームですね、そこには何か県のタスクフォースですか、そういった部類のものが入って、ある程度極端な発生がないんじゃないかというようなことで、非常にそういったものが入ることによって抑えられるのであればというようなことですが、70名からの発生患者ということになれば、もうちょっと一応一回りしないと無理なのかなというふうに思っておりますけども。それと、学校もそのとおりある程度把握しているのであれば、それはそれでいいとは思いますが、濃厚接触者ですよね。濃厚接触者も休んでください、そしてまたそれに付随した濃厚接触者の濃厚接触者ですか、どこまで濃厚接触者に濃厚接触者が付いていくのか、ある程度家族だとは思いますが、そこら辺の休養の時期ですよね。例えば何でしたっけ、調べるやつ、を使った場合、3日から4日ぐらいで、抗原検査ですか、抗原検査を使った場合はどのぐらいまで縮めていいですよというようなことになるのか、そこら辺を若干教えていただきたいと思っております。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。濃厚接触者の取り扱いというんでしょうか、なかなか国においても、県においても、感染が拡大しておりまして、これまで保健所で直接濃厚接触者にも指示をしていたというのが、運用がですね、最近変わっております。その中で、ご質問の内容は、抗原検査によって、その濃厚接触者の自宅待機の期間の短縮とか、そういったことが、それにつきましても、これまで4月、5月にですね、「あなたが濃厚接触者になったら」というチラシを全戸配布、2回ほどさせていただきました。そちらの方にも記載しておりますが、検査キットを使ってですね、これ厚労省の承認のキットということが原則でございますが、それによってエッセンシャルワーカー、今回の高齢者施設等に従事されている方とかですね、医療従事者もそのとおりであります、あと保育士さんとか、そういった現場の方について、本来無症状であれば7日間の自宅待機、8日目が解除となる訳ですけれども、4日目と5日目の両日の陰性をもって、5日目、2日目の陰性時点で解除されるというような運用の仕方もですね、実際高齢者施設でもしております。そういった意味では、エッセンシャルワーカー等については7日間で5日になる、</p>
--	---	---

財産の取得に関し議決を求めることについて	議長 正路議員	2日短縮するというような運用となっているものと理解しております。 9番正路議員。 4月ぐらいまでですか、そんなに増えることもなく、順調に来た訳ですけれども、議会報の最後のあと書きにも若干そういったことで、あのときはちょうどほとんど出ていない状況で書いたものですから、ちょっと時期がずれて、まさかここまで増えるんだなというふうなことも感じております。いずれこれから増えるか増えないかは別としても、いずれ増えるものだと思って対策をしていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、行政もそのとおりですし、われわれもどこまで気をつけていいのかはちょっと分かりませんが、いずれそういったことを気をつけていかなければならないだろうし、そういったことをもうちょっと、丁寧と言えれば非常に申し訳はないですけれども、紙だけじゃなく、ある程度地区を回りながら、ある程度説明して歩くというのも担当課として必要になってくるのではないかなと思います。いずれ、そういうことをお願いして、私の質問は終わります。
	議長	ほかにございませんか。
		(なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第4号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
		(異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 間もなく会議時間終了となりますが、会議規則第9条第2項により会議時間を変更して延長したいと思います。これにご異議ございませんか。
		(異議なし)
	議長	それでは、そのように進めてまいります。 日程第15議案第5号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 菅野教育次長。
	菅野教育次長	それでは、ただ今上程されました議案第5号につきまして、その内容をご説明いたします。 (以下、教育次長説明、記載省略)
議長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。	
	4番大上智議員。	
大上智議員	4番大上です。今回の財産取得によって、GIGAスクール教育環境	

	<p>議長 菅野教育次長</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 菅野教育次長</p>	<p>関連の用に供する情報機器は、大体完備されたと理解してよろしいのでしょうか。</p> <p>菅野教育次長。 先ほどお話ししましたように、令和2年度から整備率は100%になっておりますけれども、それに付随します電子黒板も併せて今回新しくなりますので、十分に整備されたと考えております。</p> <p>(「終わります」と大上智議員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>3番大上浩史議員。 3番大上です。この購入に当たっての今の説明であれば、1社であるということなんですが、どこのメーカーだか分かんないけども、相見積りというか、そういった内容での金額、単価なのか。あるいは、どこかで購入した内容でもって、そこら辺も調べた状況の中において、この単価が正解という判断に至ったということなのか。そういった購入に当たっての精査をどのように精査して、この単価設定が妥当であるかということがあるのかどうか。</p> <p>それから、今までは多分にしてリース事業でなかったのかなと思っただんですが、今回はリースでなく購入ということになったようですが、そこら辺のいきさつ。</p> <p>それから、今後の保守内容、何年ぐらいこれが通常これに関わらず機械というのは毎年機能が新しくなるので、そこら辺のあれはどうなのか、ということはどうなのか、そこら辺の説明もお願いしたいと思います。</p> <p>それで、時代の流れで、当然こういう機械は必要になる訳ですけども、結果として、どういうふうに生徒がどの程度までそれこそ機械に慣れ、どの程度までそれこそ勉強というか、使えるようになるのか、そこら辺のことまで恐らく考えてはいると思うんですが、そこら辺もどういうふうな状況になるのか、併せてお願いします。</p> <p>菅野教育次長。 まず、パソコンの整備についての単価等の設定についてでございますが、あらかじめ今回整備しようとするパソコンのメーカー等の単価等を検討いたしまして、そういった中から単価設定を検討いたしました。</p> <p>それから、今回リースではなくて購入ということになった訳ですけども、今まではリースということでしたが、新型コロナウイルス対策の地方創生交付金というのを活用できるということで、GIGAスクールも当初は令和5年まで段階的に整備していくということでしたが、新型コロナウイルスの感染対策ということで、その想定基金を、事業を活用できるということで、令和2年のときにもその事業を活用させていただきまして、今回も事業の対象になるということでしたので、この</p>
--	--	--

	<p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長</p>	<p>更新分についてもリースではなくて購入というかたちにさせていただいております。</p> <p>（「何%助成なの」と大上浩史議員）</p> <p>補助率は100です。</p> <p>（「100%」と大上浩史議員）</p> <p>それから、パソコンの機器の、どのくらい次の更新までの期間がどれくらいかというご質問だったかと思いますが、通常リースで使用している場合、大体5年を目安で更新しております。その年度によっては6年とかになってはいますが、大体は5年で、業者等を聞いても、どこの市町村でも大体は5年ぐらいを目安に更新しているということですので、今後の整備状況についてはこれから検討しますが、今の段階では5年程度を目安としております。</p> <p>それから、パソコンの、どの程度まで使えるようになるかというようなご質問だったかと思いますが、パソコンはただの箱とさえあればいろいろなものに活用できる訳ですけども、これからは、前にもお話ししたかもしれませんが、勉強するために使う辞書ですとか、いろいろな参考書の一部、それに加えてパソコンというのがこれからは勉強するための必需品というふうな取り扱いになるというふうな考えておりますので、どういう、例えば入力の仕事がここまでできるとか、そういうものではなくて、いろいろな勉強するための手段に、いろいろ活用している調べ物学習であったりとか、例えば理科の学習をより深く勉強するためにいろいろなソフトを使って勉強するとか、そういうふうな活用になるというふうに認識しております。以上です。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>非常に訳が分からない質問でしたが、参考になりました。この金額そのものが全額助成でもって賄えるということであれば、非常にいいことであるなというふうに思った訳でございます。</p> <p>それで、よく一般社会には、私には全然訳が分からない、100%大人の若い世代はみんなスマホだか何かみんな、1分の隙間もないくらいどこでもかしこでもスマホを使っている訳ですが、そういうスマホを使えるような、こういう下地がすべからず、この器具機材でもって、学校、中学校のこういう器具機材が入ることによって、それが十分可能になるということなのか。</p> <p>それから、なおかつこれはあくまでも勉学のためのそれこそ器具機材であるから、そういった一般社会の分でないコンピューターというか、スマホというか、そういう内容のもので、これは一般のものとは違う勉強スタイルなんだというふうことはどうなんですか。よく分かんないで質問する訳ですが。</p> <p>菅野教育次長。</p>
--	--------------------------------	--

菅野教育次 長	<p>パソコン自体は、個人でも当然持っている、同じ機械ではありますが、今回整備したのは学習用ということで、学習用で使ってもらうことを前提としております。まず、まだ今はできていませんけども、家に持ち帰っての学習等もできますけども、使い方については、個人用として使うんじゃないくて、あくまでも勉強を補完する機材、道具として使ってもらうことを前提に考えております。以上です。</p>
議 長 大上浩史議 員	<p>3番大上議員。</p> <p>いやいや、私は全く分かんないで聞いている訳ですが、この機材を使うことによって、当然基本的な使い方というか、そういうのを前提にした機械だと思うんですが、それが学習用だけのそれこそ要件というか、そういった機能なのか。基本的には、それをやることによって、スマホも別な、社会人になっても使うようなことにはなるとは思うんですが、その原点になる、こういうことの器具機材を使うことによっての内容になるのかどうか、そこら辺を聞きたくて私は聞いている訳ですが、あくまでもこれは、原点は同じだと思うんですが、あくまでもこれは勉強用というか、学習用というか、そういうことのためのこれは器具機材であって、一般用が、何かのあれによつての違いはあると思うんですが、それと全く違うことの勉強になるのかどうか、そこら辺を聞きたい訳です。これを勉強することによって基本がある程度分かって、一般社会人になってもそれも運用できるんだよというふうになるのかどうか、そこら辺を、社会人としての通過点としての原点の器具機材であるということなのか、そこら辺をもう少し分かるように教えてもらいたい。質問する人間も訳が分からないで質問している訳ですが。</p>
議 長 菅野教育次 長	<p>菅野次長。</p> <p>小学校なり中学校で勉強としてパソコンを使う訳ですけども、それが社会人になっても生かせるかということでしょうか。使い方なり、それを応用して、社会に出てからもそれは使えるかという意味でしょうか。</p> <p>というのであれば、例えばパソコンの入力の仕方には、ローマ字入力とか、仮名入力とかって、スマホでもそうですけど、文字を入力するのに、例えば「普代村」というのを検索したい場合は、ローマ字で文字を打ったりとか仮名で打ったりとかって、いろいろ方法がありますがけども、例えば中学校では、今回パソコン教室にキーボードも、パソコン教室の場合はリースでそれは入れますけども、キーボードも準備しますので、そういったキーボード。なぜキーボードを準備するかといえば、そういったローマ字入力の練習にもなるために、画面でタッチするよりは、やはりキーボードの操作も習得できるという意味もありますので、そういった機材も併せて、これから別に整備しますけども、そういった例えば調べ学習、インターネットを使った調べ物学習ですとか、例えば体育の授業で跳び箱の授業をやるときに、どのように飛ぶかと</p>

<p>普代川治水対策上区地区排水ポンプ整備工事(機械電気工事)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて</p>	議長	<p>いうのをカメラで撮ってもらって、それを後から自分で客観的に、どこが悪いのか、どういうふうに飛んだらいいかとかというふうなのを映像とかでも見れる訳ですけども、そういったいろんな機能ですとか用途というのを、小学校からだんだんに中学校に進む中で、勉強と一緒に機能とか使い方を習得することによって、あとは応用ということで、社会に出た、大学に行ったりとか、仕事でも使えるようになるというふうを考えております。</p> <p>(「分からないけども」と大上浩史議員)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第16議案第6号「普代川治水対策上区地区排水ポンプ整備工事(機械電気工事)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p>
	大村建設水産課長	<p>それでは、ただ今上程されました議案第6号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、建設水産課長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>3番大上浩史議員。</p>
	大上浩史議員	<p>3番大上です。今説明を受けたけども、ぴんときない訳ですが、要するに機械があつて、吸入というか、排水というか、そういうことの一連の流れだと思うんですが、その場合に、ホースというか、そういうのは100mも200mもホースもかかるのか。機械そのものが今2基って聞いたけども、どういうふうな動力ポンプというか、機械というか、それが明細的に5,000万円なのか、5,000万円が2基あるから1億円だというふうなのか。1億6,400万円、ああそうすかって言わざるを得ない訳ですけども、総体的に内容が、全くのど素人だために、内容の図面も見せられたけども、全く検討がつかない1億6,400万円な訳で、だから大体大ざっぱに、1億6,400万円の分の大ざっぱな金額が、本体の機械が2基あるから、これが5,000万円、5,000万円、1億円で、今度はホースが100mで、それこそこれが6,000万円ですよというような大まかな</p>

	<p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水</p>	<p>内容を説明してくれませんか。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>まず、排水ポンプの構造的な部分でございますが、まずホースとかそういうものは一切ございませんで、あくまでも水路、既設の水路から流れてくる水をポンプ設備の方に引き込みまして、それをポンプによって川の方に流すというものでございまして、ポンプ排水概要図というのを配付させていただいておりましたが、この中の平面図がございまして、この中の平面図がございまして、この平面図の右下にある流入口、これが既設の水路の末端部分になります。既設の水路がこの排水ポンプ本体の建物の中にまず入っていきます。それをポンプ 2 基、そこに設置してありまして、そのポンプの、強制的に排水することによって、側面図の真ん中辺にございまして、流入水路、排出水路とございまして、ここの水槽に強制的に水を送って、水位をどんどん上げていきます。そして、その水槽の水位と川の水位の差をつけて、自然的に川より高い位置まで水槽に水をためて、自然流下で流していくという仕組みのものでございまして。</p> <p>金額の内訳でございますが、ちょっと詳細のところを用意してございませんで、基本 1 億 6,000 万円のうち、大体直接工事費はその半分の 8,000 万円とか、その辺になります。あとは、経費ということになります。その残り 8,000 万円のうち、ちょっとその内訳については今手元にはございませんで、後ほど内訳についてお渡ししたいと思っておりますが、この 8,000 万円の分の残りでポンプ 2 基と機械設備、あとは動力となる燃料倉庫、燃料タンクですね、そういったものを整備するものでございまして。</p> <p>3 番大上議員。</p> <p>分からないというか、分かったというか、ことだ訳ですが、そうすると、(台風)19 号の雨水が流れてきたというような状況の中において、たまたまタクシーの前の敷地、高台ですがね。どっちかといえば、道路の下の方から見れば。そういう水がたまった状態から水を吸い上げて、一旦器具機材でもって吸い上げて、そこからまた川に流すというふうに今感じた訳ですが、そうではない訳ですか。水が山から流れてきた、それが横に一線になると思うんですよね。その場合に吸入をどういうふうにその建物の中に吸い込むのかという、そこら辺をもうちょっと教えてもらいたいし、それからこれはあくまでも機材であって、前にも案件にあった 2 億円だか 3 億円の建物というか、建設用地というか、それももう 2 億円か 3 億円かかるんですよと。それ以外に今機材が 1 億 6,000 万円ですよというふうな解釈になる訳ですか。そこら辺も教えてくださいませんか。結局総額が何ぼうになるのか。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>今回のまず排水に関してはですね、今現在の国道脇に大きい水路が</p>
--	---	--

	産課長	<p>今既設でございます。その水路に流れてくる水を処理するというかたちです。</p> <p>(「どこに流れてくるの」と大上浩史議員)</p> <p>今建設予定地のところに、ちょうどカネショウさん、お店屋さんがありますが、その床下を通して今排水が来ていると、結構大きい1m以上の断面がある排水が。それを、今現在はそのお店屋さんの下を通っていますけれども、最終的な切り替えをして、全部路面に出てきたやつを拾っている訳なんですけど、山から来た水を国道で。それを今回建設予定地の場所に1カ所に集めて、それを強制的に川に流してやるというものになります。</p> <p>事業費の関係でございますが、2年度の委託から事業が始まっております、全体の事業費としては3億1,000万円強ということで、今回1億6,000万円ちょっとということですが、土木工事、宮城建設さんが今施工中でございますが、その分が8,600万円弱と。委託費も合わせて、今現在契約済みなのが2億5,000万円という総事業費となります。</p>
	議 長 大上浩史議員	<p>3番大上議員。</p> <p>そうすれば、旧役場の沢山というか、あそこら辺から流れてくる水が結果的には森田課長とかのところの方まで行ったと。ただ、あそこから流れる水をあちに流せないで、それをタクシーの前のあれで吸入して流すんですよということを大ざっぱに言って、そういうふうに解釈すればいい訳ですか。</p>
	議 長 大上浩史議員	<p>それだけ質問ですか。</p> <p>はい。</p>
	議 長 大村建設水産課長	<p>いや、もっと、もったいないなと思って。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>今回タクシーのところだけという限られたところではないのですが、もうちょっと上の方まで、よく床下浸水する、上の方はある訳ですが、そっちから水路を引っ張ってきますので、そのエリアというかたちの、それが国道に出てきた水を国道脇の水路で拾って集めてポンプ排水するというかたちになりますので、今回その旧役場というか、その分も含めた範囲というかたちになります。</p> <p>(「まず分かりました」と大上浩史議員)</p>
	議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「普代川治水対策上区地区排水ポンプ整備工事（機械電気工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>

<p>普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p>	<p>議長</p> <p>榎屋村長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 17 議案第 7 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>議案第 7 号について説明いたします。</p> <p>(以下、村長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>議案の性格上、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。</p> <p>この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 7 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>起立全員でございます。</p> <p>よって、本案は同意することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の臨時会に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>これをもちまして令和 4 年第 4 回普代村議会臨時会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労さまでございます。</p>
<p>閉会 (17:31)</p>		

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中村 裕

署名議員 齊藤 正明

署名議員 正路 正敏